

## 公営企業の経営のあり方に関する研究会 開催要綱

### 1. 趣 旨

公営企業は、飲料水・工業用水の提供や下水の処理、公共輸送の確保、医療の提供をはじめ、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っているが、高度経済成長期以降に急速に整備された社会資本が大量に更新時期を迎えつつあり、人口減少に伴う収入減等も見込まれる等、取り巻く経営環境は厳しさを増している。

このため、総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年8月 29 日付け公営企業三課室長通知)において、各地方公共団体が公営企業の経営健全化等に取り組むに当たっては、その前提として、まず現在公営企業が行っている事業の意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することを求めているところである。

また、一部の地方公共団体では、民営化や公共施設等運営権方式(コンセッション方式)の導入等、民間経営主体の活用による、より効率的な経営手法の導入が模索されている一方で、上下水道事業では、地域の実情に応じて、広域連携や事業の最適化等に向けた検討も進められているところである。

こうしたことを踏まえ、公営企業について、廃止・民営化・広域化・民間活用といった抜本的な改革の検討を行うために、「公営企業の経営のあり方に関する研究会」を開催し、関係者の意見を伺いながら、公営企業の各分野について、抜本的な改革を検討する上での考え方や、対象、課題、方策等についての整理を行うこととする。

### 2. 名 称

本研究会は、「公営企業の経営のあり方に関する研究会」(以下「研究会」という。)

### 3. 構 成 員

別紙構成員名簿のとおりとする。

### 4. 運 営

- (1) 研究会に、座長1人を置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、研究会を公開しないものとする。その場合には、研究会終了後、必要に応じブリーフィングを行うこととする。
- (5) 研究会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

### 5. 開催日程

平成 28 年5月から開催する。

### 6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課が行う。

## 公営企業の経営のあり方に関する研究会 構成員名簿

## (構成員)

あだち しんいちろう 足立 慎一郎	日本政策投資銀行地域企画部次長
あべ ひろき 阿部 博樹	宮城県仙台市交通局総務部経営企画課課長
あらだち まこと 荒館 誠	石川県金沢市企業局経営企画部経営企画課長
いしだ なおみ 石田 直美	日本総合研究所リサーチ・コンサルティング部門シニアマネージャー
かさまつ ひろし 笠松 拓史	北海道大学公共政策大学院教授
くらもと たかし 倉本 宜史	甲南大学マネジメント創造学部講師
こにし さちお 小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
さいとう ゆりえ 齊藤 由里恵	椛山女学園大学現代マネジメント学部准教授
さとう かずや 佐藤 和哉	宮城県登米市水道事業所長
しおづ ゆりか 塩津 ゆりか	愛知大学経済学部准教授
すずき ゆたか 鈴木 豊	青山学院大学名誉教授

(構成員は五十音順、敬称略)